

空き家所有の皆様へ



拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私、京都市山科区に在ります、センチュリー21 エンドレス不動産販売の**近藤**と申します。現在、社会問題にもなっております空き家問題。空き家を所有し維持する事は大変面倒な事も多いかと思えます。

空き家に関してお悩みがございましたら、当社でお力になればと思えます。

また、タイミング的に**査定・ご売却をご検討**頂けるようであれば価格、引渡し、諸条件等、所有者様に負担のかからないような契約内容で引き渡すことも可能です。

また、当社では所有者様に代わって有償にはなりますが、空き家を管理をさせて頂くシステムがございます。ぜひ一度ご相談させて頂けないでしょうか。

◎ご存知ですか？空き家の固定資産税が6倍になる事！

2015年5月26日より執行された**空き家対策特別措置法**という法律により固定資産税が**6倍**となってしまう空き家が出てきます。しかし全ての空き家が処罰の対象になるわけではありませんが、地域の自治体が有害な空き家だと判断したものが処罰の対象となります。つまり、地域の自治体から通告が来た時点で空き家の税金が6倍になってしまいます。そして厄介なことに、地域によって判断基準の厳しさが異なってきます。**自治体からの通告が来る前に今すぐ対策しておくことを強くおすすめします。**

◎長期空家のリスク！空き家を放置しておくこんな問題が！

- 放火**の危険性が高まる！火事にも気づきにくく被害拡大の恐れ有り。
- 地震による倒壊**！お隣や道に崩れて通行人に被害を与える恐れ有り。
- 空き巣**に狙われやすくなる恐れ有り。
- 手入れが行き届かなくなり**老朽化**が早まり、**修繕費用が増加**する恐れ有り。
- 屋根材などが落下**し損害賠償等発生する恐れ有り。



空き家をご所有でお困りの方、**空き家相談士**在籍の当社に一度ご相談下さい！

CENTURY 21  **0120-848-021**

エンドレス不動産販売

空き家相談士 **近藤卓司**

秘密厳守致します。お気軽にお問い合わせ下さい。